

国民健康保険料が確定(45年度)

8月分から一部変わります

四十五年度の国保料が、その

賦課の基礎となる市民税額の決定で、八月分から確定しました。

これにより、七月分から納付した保険料の額と変わるかたもありませんが、国保料の納付にはご理解のうえ、いっそうのご協力をお願いします。

なお、料率はつきのとおりで

| | |
|-----|--------------------|
| 所得割 | 市民税所得割額の百分の百二十八 |
| 資産割 | 資産税額(土地・家屋)の百分の六十二 |
| 均等割 | 被保険者一人当り 一、六八〇円 |
| 平等割 | 一世帯当り 四、〇八〇円 |

市役所人事異動

○市民課長 高橋しま(前水道課業務係長)

国民年金 納め忘れの保険料を納めてください

年金が受けられなくなることも

国民年金は、お年寄りになつたときに受ける老齢年金をはじめ、障害・母子・準母子・遺児寡婦の六つの年金があります。このなかでも中心となるのが老齢年金ですが、老齢年金を受

けるためには、六十歳になるまでに二十五年(年齢により十年と二十四に短縮)以上の保険料を納めた期間(保険料が納められない場合は保険料免除期間)でうづめられていなくてはなりません。

しかし、保険料を納め忘れてそのままにしていると、年金を受ける必要期間を満たすことができず、永久に老齢年金が受けられないこととなります。納め忘れの保険料は、いままさぐ納めるようにしましょう。

お困りのかたには 免除制度が

生活が苦しいなどで、どうしても保険料を納めることが困難な場合には、保険料免除を受けることができます。

お困りのかたは、市役所市民課年金係か、もよりの支所・出張所にお問い合わせになって、年金の資格をつないでください。

講習会

- 防火管理者の資格取得講習会
とき 9月3日・4日 午前9時開講
ところ 日光公会堂
教材費 1,000円
申し込み 8月11日までに消防本部予防係へ
- 狩猟者(初心者)講習会
とき 9月3日 午前9時 30分開講
ところ 今市公会堂
申し込み 8月31日までに栃木県今市林業事務所(今市市小倉町268の1)へ

※手続きの詳しいことについては、それぞれの申し込み先に問い合わせください。

お題は「家」

昭和四十六年歌会始め

宮中の恒例行事である「歌会始」のお題と、詠進歌の詠進要領をお知らせします。

○お題「家」

(具体的な建造物の「家」ばかりでなく、抽象的な「

家庭」を題材としても結構です。)

○詠進歌の詠進要領

- ①一人一首限り、未発表の歌で自書のこと。
- ②用紙は、半紙を用い、毛筆で自書のこと。
- ③病氣や身体障害のため毛筆で自書できない場合は、他人が代筆してもよいが、代筆の理由を書いた別紙を添えること。
- ④書式は、別図のように半紙を横に二つ折りにして、右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名(本名、ふりがな)、生年月日、職業を書くこと。

家

(折り目)

住所
氏名
職業

生年月日

自家用果実酒にご注意



市税務課では、事務効率アップのため、本年度から市税事務の電算化を進めており、すでに市民税の納付書は、電子計算機で作製されたカナ書きのものをお届けしてありますが、氏名の読み方に誤りがある場合(例えば小平はオダイラとコダイラの二通りに読める)は、来年度から固定資産税の納付書もカナ書きになりますので、税務課業務第一係までご連絡ください。

○使用できる果実

うめ、またたび、さるなし、とち、かりん、くこ、すもも、ぐみ、しそ、みかん(うんしゅうきしゅう、なつみかん、レモンに限る)、にんにく、くわいち。